

議案第14号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 子育て部分休暇について定めるとともに、育児休業、介護休業等育児又は  
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、規定の整備を図る必要  
があるので、本案を提出する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「第9条の4第1項及び第3項」の次に「並びに第16条の3第1項」を加える。

第9条の3（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第9条の4の見出しを削る。

第15条第1項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第16条の4第1項において「対象家族」という。）」を加える。

第16条の2の次に次の3条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の4 任命権者は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。